

県・市民税の 申告は3月22日まで

＝ 基礎控除などを改正 ＝

税・せい

閣議の決定を見ています

市民税の所得控除

Ⅱ(一)内は前年分Ⅱ

も住民税 (県・市 民税)の 申告時期 が近づい てしまし た。いま から前年 (四十年) 一月から 十二月ま で)の所 得を計算 し、三月 二十二日 までに必 ず申告書 を提出し なければ なりません。

もし、期限までに申告しない場 合は、扶養控除や配偶者控除など の諸控除がされず、基礎控除のみ ととなり大変不利になります。期日 までには必ず申告してください。 ただし、給与所得のみの方と所 得税の確定申告をされた方は、申 告の必要はありません。

申告用紙は、三月初めにお手許 へおくばりします。

なお、ことしの諸控除額は、確 定していませんが、つぎのように

を超過する額

医療控除 所得の五パーセント を超える金額最高十五万まで

社会保険料控除 全額

生命保険料控除 支払保険料が 一万五千円まで 全額

一 万五千円を超過三万四円まで の場合は、その超過する部分に ついて二分の一

三万円を超過する場合は、二万二 千五百円

市民税の税額控除

障害者控除 千円

老年者控除 千円

寡婦控除 千円

勤労学生控除 千円

配当控除 配当所得の二六

ーセント。

事業税の 申告を

三月二十二日までに

ことしも個人事業税の申告の時 期がきました。

四十年中に事業(一般に営業と いわれるもののほか、自由業など もふくまれます)を行なっている 人は、申告をしなければなりません。これらの人は期限内に正しい 申告をするようにしてください。

申告書は三月二十二日までに、 県税事務所に提出しなければなり ません。

用紙は各自に郵送されますが、 用紙の届かない人で、申告の必要 なる方は後免県税事務所に連絡く ださい。

申告しなかったときは、事業専 従者控除や事業用資産の譲渡損失 控除などの特典が認められません ので、ご注意ください。

毎月

「五の日は」

税の相談日

見よう

固定資産の課税台帳を

三月一日から二十日までに

三月一日から二十日までは、固 定資産税の課税台帳の従覧期間で す。

この期間に台帳を見にこられる 方は、わずかな人たちです。

ところで台帳の整理は正確を期 していますが、ときにはまちがいを 生じ、課税にも誤りをおかすこ とになることもあります。

課税のあやまりについては、発 見したとき直ちに過誤の納税金を 払い戻しをします。しかし、五カ 年を過ぎて発見したときは時効と なり、払い戻しができないことに なります。

このようなことになりますと、 ご迷惑をおかけしますので、ぜひ この従覧期間に各人の所得資産と 課税台帳を照合してください。

所得税の

確定申告は

3月15日まで

期限内に正しい申告を

不申告はあなたの損

3月は県・市民税や個人事業税の申告と、所得税の申告 と、所得税の確定申告の時期です。

申告は正しく書きましょうもし、不実の記載をしたり、 申告をしなかった場合あなたは大変な損をすることになり ます。